

平成 25 年 10 月 1 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について
～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた協力関係を構築～

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）（注 1）との間でパートナー協定を締結しましたのでお知らせします。

記

1. パートナー協定締結日

平成 25 年 10 月 1 日

2. パートナー協定の目的

当行、国土交通省及び Re-Seed 機構が密接な協力関係を構築することにより、不動産証券化手法を活用して、地域の老朽・低未利用不動産の再生促進を行う。

3. パートナー協定の概要

- （1）当行、国土交通省及び Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業（注 2）及び改正不動産特定共同事業法（注 3）の活用を促進する。
- （2）「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行う（別紙）。

（注 1） ・（注 2）については環境不動産普及促進機構 HP (<http://www.re-seed.or.jp/>) をご参照ください。

（注 3） 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が 6 月に行われました（公布より 6 か月以内の施行）。

以 上

本件に関する問合せ先
地元企業応援部企画室 ひえぬき 稗貫
TEL 022-225-8310



別紙

